

3 法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(全国計)

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	-	1 3	-
		(変電所・電気事業用)	-	2 3	-
	第 2 項	(新線構築物)	-	3 4	-
		(新線立体交差化施設)	-	3 5	-
	第 3 項 (ガス事業用資産)		-	1 3	-
			-	2 3	-
	第 4 項 (農業協同組合等共同利用設備)	-	1 2	-	
	第 5 項	(外航船舶)	-	1 6	-
		(準外航船舶)	-	1 4	-
	第 6 項 (内航船舶)	-	1 2	-	
	第 7 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	-	1 6	-	
	第 8 項 (国際路線用航空機)		-	1 5	-
			-	2 15	-
	第 9 項	(離島路線用航空機)	-	1 10	-
		(小型離島航空機)	-	1 3	-
	第 10 項 (日本放送協会)	-	1 4	-	
	第 11 項 (日本原子力開発機構)	-	1 2	-	
	第 13 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)		-	1 3	-
			-	1 6	-
	第 14 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1 18	-
② (青函・本四 新線構築物)		-	1 9	-	
③ (青函・本四 新線立体交差化施設)		-	1 36	-	
④ (青函・本四 変・送電用資産)		-	1 18	-	
第 15 項 (河川事業鉄軌道用資産)		-	1 8	-	
		-	1 10	-	
第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)	-	1 6	-		
第 17 項 (海洋研究開発機構)	-	1 3	-		
第 18 項 (熱供給事業用資産)	-	2 3	-		
第 19 項 (水資源機構)		-	1 3	-	
		-	2 3	-	
第 20 項	① (特定地方交通線)	-	1 4	-	
	② (新線構築物)	-	1 4	-	
	③ (新線立体交差化施設)	-	1 12	-	
		-	1 6	-	
		-	1 24	-	
		-	1 12	-	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	-	-	1	6	-
		-	-	5	24	-
三	第 22 項 (科学技術振興機構)	-	-	3	16	-
		-	-	3	20	-
百	第 24 項 (関西国際空港株)	-	-	1	3	-
		-	-	2	3	-
四	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	-	1	2	-
		-	-	1	4	-
十	第 26 項 (信用協同組合等)	-	-	1	2	-
		-	-	3	5	-
九	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	-	3	4	-
		-	-	3	5	-
条	第 28 項 (中部国際空港株)	-	-	1	2	-
		-	-	1	2	-
の	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	-	-	4	5	-
		-	-	4	5	-
三	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
十	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	-	2	3	-
		-	-	4	5	-
九	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	-	1	2	-
		-	-	1	3	-
条	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	-	1	3	-
		-	-	1	3	-
の	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	-	1	6	-
		-	-	1	6	-
三	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	-	-	1	3	-
		-	-	1	6	-
十	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	-	-	1	2	-
		-	-	1	3	-
九	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	-	1	6	-
		-	-	1	2	-
条	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	-	1	3	-
		-	-	1	6	-
の	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	-	1	2	-
		-	-	1	3	-
三	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	-	2	3	-
		-	-	1	6	-
十	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	-	1	3	-
		-	-	1	3	-
九	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	-	5	6	-
		-	-	1	3	-
条	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	-	1	6	-
		-	-	1	6	-
の	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	-	1	2	-
		-	-	1	6	-
三	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	-	1	3	-
		-	-	1	2	-
十	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	1	6	-
		-	-	1	2	-
九	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	1	6	-
		-	-	2	3	-

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	-	1	2	-
		-	3	4	-
		-	5	6	-
		-	7	8	-
		87,141	1	6	14,524
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	-	1	3	-
		-	2	3	-
		-	1	2	-
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	-	3	4	-
		-	-	-	-
	第 3 項 (国内路線用航空機)	-	2	3	-
		-	2	5	-
		-	3	8	-
		-	1	4	-
第 5 項	(沖縄電力(株))	-	2	3	-
	(沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	2	9	-
		-	4	9	-
		-	2	5	-
		-	1	2	-
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	2	3	-	
	-	3	4	-	
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	-	1	2	-	
	-	2	3	-	
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	-	-	-	-	
第 9 項 (低公害車燃料等供給施設)	-	2	3	-	
第 10 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	② (新線構築物)	-	1	6	-
	③ (立体交差化施設)	-	1	3	-
		-	1	12	-
第 11 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		-	1	3	-
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-
		-	5	12	-
	⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-
		-	3	10	-
第 12 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	1	2	-	
	-	1	4	-	
第 13 項 (低床車両)	-	1	3	-	
	-	1	4	-	
第 14 項 (新造車両)	-	1	2	-	
	-	2	3	-	
	-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 15 項 (PFI 公共施設)	-	1	2	-	
	第 16 項 (都市利便施設)	-	1	2	-	
	第 17 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-	
	第 18 項 (国立大学校舎)	-	5	6	-	
	第 19 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-	
附	第 20 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	1,301,000	2	3	-	
	第 21 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	1	2	650,500	
	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	-	3	5	-	
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	4	-	
	第 25 項 (特定特殊自動車)	-	1	2	-	
	第 26 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	-	3	5	-	
	第 27 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	1	2	-	
	第 29 項 (津波避難施設等)	-	2	3	-	
	第 30 項 (移動等円滑化のための設備)	-	1	2	-	
	第 31 項 (再生可能エネルギー発電設備)	-	1	2	-	
	第 32 項 (熱電併給型動力発生装置)	-	2	3	-	
	第 33 項 (鉄道耐震補強設備)	-	5	6	-	
	第 35 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	-	2	3	-	
	第	旧 第 3 項 (公害防止設備)	-	1	3	-
		旧 第 3 項 (公害防止設備)	-	2	3	-
旧 第 3 項 (公害防止設備)		-	3	4	-	
旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)		-	1	3	-	
旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)		-	1	2	-	
旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)		-	3	5	-	
旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)		-	1	2	-	
旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)		-	2	3	-	
旧 第 6 項 (緑化施設)		-	1	2	-	
旧 第 6 項 (緑化施設)		-	1	3	-	
十	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	-	2	3	-	
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	-	5	6	-	
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	2	3	-	
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	3	4	-	
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	4	5	-	
五	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	-	5	6	-	
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	-	3	4	-	
	旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	-	2	3	-	
	旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	-	1	2	-	
	旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	-	4	5	-	
	旧 第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	-	3	4	-	
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-	
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	1	2	-	
条	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	4	5	-	
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	4	-	
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	2	3	-	
	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	-	2	3	-	
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	-	4	5	-	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	-	2	3	-	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	3	4	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	1	2	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	8,297	2	3	-	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	5	6	6,914	
	旧第20項 (スーパー中核港湾)	-	1	3	-	
	旧第21項 (共同研究施設)	3,548,302	1	2	1,774,151	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	-	3	4	-	
	旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	2	3	-	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	1	2	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	3	4	-	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	-	-	-	-	
	旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	-	2	3	-	
	旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	-	3	4	-	
	旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	4	5	-	
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	-	2	3	-	
	旧第37項 (次世代通信網構築設備)	-	1	2	-	
旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	-	1	4	-		
旧第45項 (地下駅火災対策)	-	3	4	-		
旧第46項 (地下浸水対策)	-	4	5	1,865		
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	2	3	-		
2,331	4	5	-	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
① (三島特例)		-	1	2	-	
三九条の特例と各項目との四連乗		② (新線構築物)	-	1	6	-
③ (新線立体交差化施設)		-	1	3	-	
④ (新造車両)		-	1	12	-	
⑤ (新幹線鉄軌道用資産)		-	1	6	-	
⑥ (青函・本四 鉄道施設)		-	1	4	-	
⑦ (青函・本四 新線構築物)		-	1	3	-	
⑧ (青函・本四 新線立体交差化)		-	1	12	-	
⑨ (青函・本四 変・送電用資産)		-	1	6	-	
		-	1	12	-	
		-	1	36	-	
		-	1	18	-	
		-	1	72	-	
		-	1	36	-	
		-	1	16	-	
		-	1	20	-	

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	3	-
			⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	12	-
			⑬ (変・送電用資産)	-	5	12	-
			⑭ (鉄道耐震補強設備)	-	1	6	-
			⑮ (変・送電用資産)	-	5	12	-
			⑯ (鉄道耐震補強設備)	-	3	10	-
			⑰ (承継特例)	-	3	8	-
			⑱ (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
			⑲ (承継特例)	-	3	5	-
法附則第十三条の三	第 1 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
			③ (三島特例)	-	3	10	-
			④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
			⑤ (基盤整備事業)	-	-	-	-
旧法附則第二十六条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	② (三宅村特例)	-	1	2	-
			③ (能登半島地震特例)	-	1	2	-
			④ (新潟県中越沖地震特例)	-	1	2	-
			⑤ (立体交差化施設)	-	1	3	-
法附則第二十六条の二	第 12 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	⑥ (新潟県中越地震特例)	-	1	2	-
			⑦ (東日本大震災・津波被災)	-	1	2	-
			⑧ (東日本大震災・居住困難区域)	-	1	2	-
			⑨ (被災代替鉄道施設等)	-	1	3	-
法附則第五十六条の二	第 4 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	① (被災特定地方交通線)	-	1	4	-
			② (新線構築物)	-	1	12	-
			③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-
			④ (新線立体交差化施設)	-	1	24	-
			⑤ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
			⑥ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
			⑦ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			⑧ (変・送電用資産)	-	5	24	-
			⑨ (変・送電用資産)	-	3	20	-
			⑩ (変・送電用資産)	-	3	20	-
合 計			4,947,071	-	-	2,447,954	